

## 先進自治体における住民投票条例の規定内容一覧

分類	要検討	項目	埼玉県					神奈川県	群馬県
			坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
趣旨		趣旨・目的	○	○	○	○	○	○	
対象	★	市民投票に付することができる事項	○	○	○	○	○	○	
責務		市長等の責務	○					○	
投票資格者	★	投票資格者	○	○	○	○	○	○	
		投票権を有しない者	○				○		
請求・発議	★	請求資格者	○	○		○	○	○	
		署名に関する手続きの自治法の準用		○		○	○		
	★	市民投票請求の要件(市民)	○	○	○	○	○	○	
		市民投票請求の要件(議会)		○	○	○	○		
		市民投票請求の要件(市長)		○	○	○	○		
		請求・署名手続き					○		
		請求要旨の公表	○	○	○	○			
		発議の形式			○		○		
		議会への協議					○		
		条例制定・改廃に係る市民請求の特例				○	○		
投票		市民投票請求成立時の実施義務	○	○		○	○	○	
		市民投票の実施告示	○			○	○	○	
		市民投票を実施しない場合の告示	○				○		
		市民投票の実施の選管への通知		○	○				
		市民投票の形式	○	○	○	○	○	○	
		市民投票の執行者	○	○	○	○	○	○	
		市民投票の選管への委託	○	○	○	○	○	○	
		選挙管理委員会の事務		○		○	○		
		投票資格者名簿の調製	○	○	○	○	○		
		投票資格者名簿の代替		○	○		○		
		市民投票の実施期間	○	○	○	○		○	
		同日選挙					○		
		投票日の告示	○	○	○	○	○		
		投票所		○	○	○	○		
		投票管理者及び投票立会人					○		
		投票所の告示		○	○	○			
		登録されていないものの投票禁止	○	○		○	○		
		投票することができない者		○	○	○	○		
		投票所における投票	○	○		○	○		
		1人1票	○	○	○	○	○		
		秘密投票	○	○		○	○		
		投票用紙への記載	○	○	○	○	○		
		代理投票	○	○	○	○	○		
		期日前投票		○	○	○	○		
		不在者投票	○	○	○	○	○		
		点字投票					○		
		無効投票	○	○	○	○	○		
		投票の効力					○		
		情報の提供	○	○	○	○	○	○	
		資料の公開・縦覧		○		○	○		
		情報提供の中立性					○		
		公開討論会・シンポジウム		○		○			
		投票運動	○	○	○	○	○	○	
開票		開票所の設置					○		
		開票所の告示					○		
		開票管理者及び開票立会人					○		

分 類	要検討	項 目	埼玉県					神奈川県	群馬県
			坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
結果	★	市民投票の成立要件	○	○	○	○	○		○
		不成立の場合の開票作業		○	○	○	○		○
		投票結果の告示	○	○	○	○	○	○	
		投票結果の通知(市長)		○	○	○	○		
		投票結果の通知(請求代表者)	○	○	○	○	○	○	
		投票結果の通知(議会)	○	○	○	○	○	○	
	★	投票結果の尊重	○	○		○	○	○	
その他		投票人以外の市民の意思の把握		○					
	★	同一事案の再請求を制限する期間	○	○	○	○	○	○	
		公選法、施行例への規定の準用		○	○	○	○		
		規則への委任	○	○	○	○	○	○	